



令和5年 6月20日

かすみがうら市議会議長 小座野定信 様

- 発議者 議員 櫻井 健一
議員 設楽 隼夫
議員 矢口 龍人
議員 佐藤 文雄
議員 岡崎 勉
議員 栗林 文治
議員 榎井 繁行
議員 久松 公生

令和5年かすみがうら市議会第1回定例会
議案第6号かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及びかすみがうら市議会会議規則
第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

賛成者 かすみがうら市議会議員

鈴木貞行

賛成者 かすみがうら市議会議員

鈴木更司

賛成者 かすみがうら市議会議員

石澤正彦

賛成者 かすみがうら市議会議員

井出有史

賛成者 かすみがうら市議会議員

服部栄一

賛成者 かすみがうら市議会議員

塚本直樹

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

かすみがうら市長等の政治倫理条例の一部を改正する条例

かすみがうら市長等の政治倫理条例の一部を改正する条例(令和5年かすみがうら市条例第 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、市長等に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 第3条第1項第6号に規定する工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼
- (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- (4) その他飲食の供与等社会通念上疑念をもたれるおそれのある行為

附 則

この条例は、公布の日から施行する。